資料４

その他
（留意事項等）

１　就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援の基本報酬にについて

就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援の基本報酬については、報酬区分変更の有無にかかわらず、前年度等の実績を確認し、全ての事業所等が４月 15 日までに変更届出書により報酬区分を届出すること。

なお、令和４年度の基本報酬の算定に当たっての実績算出の考え方は以下の通りである。

（１）就労移行支援

過去２年間の就労定着率の実績を踏まえて評価することとし、次のいずれか２カ年度の実績で算出すること。

①　令和２年度及び令和３年度

②　平成 30 年度及び令和元年度

（２）就労継続支援Ａ型

５つの評価項目（労働時間、生産活動、多様な働き方、支援力向上のための取組、地域連携活動）ごとに、以下の方法で算出すること。

【労働時間】（次のいずれかの実績で算出）

①　令和３年度

②　令和元年度

③　平成 30 年度

【生産活動】（次のいずれかの実績で算出）

①　令和２年度及び令和３年度

②　平成 30 年度及び令和元年度

【その他の項目】

令和３年度の実績で算出

（３）就労継続支援Ｂ型（工賃型）

平均工賃月額の実績を踏まえて評価することとし、次のいずれかの年度の実績で算出すること。

①　令和３年度

②　令和元年度

③　平成 30 年度

（４）就労定着支援

就労定着率の実績を踏まえて評価することとし、次のいずれかの実績で算出すること。

①　令和元年度、令和２年度及び令和３年度

②　平成 30 年度及び令和元年度

２　令和３年度報酬改定の際に運営基準に追加されたものについて

（１）感染症対策の強化

全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する

取組の徹底を求める観点から、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的開催、その結果の従業者への周知徹底、感染症の予防及びまん延の防止のための指針整備、従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施の措置を講じるよう努めること。

なお、当該規定について、令和５年度までは努力義務であるが、令和６年度より義務化されることに留意すること。

（２）業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続計画の策定、従業者に対する業務継続計画についての周知、研修及び訓練の定期的な実施の措置を講じるよう努めること。

なお、当該規定について、令和５年度までは努力義務であるが、令和６年度より義務化されることに留意すること。

（３）障害者虐待防止の更なる推進

障害者虐待防止の更なる推進のため、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的開催とその結果の従業者への周知徹底、従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的実施及び虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者配置の措置を講じるよう努めること。

なお、当該規定について、令和３年度までは努力義務であるが、令和４年度より義務化されることに留意すること。

（４）身体拘束等の適正化の推進

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催とその結果の従業者への周知徹底、従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的実施及び身体拘束等の適正化のための指針の整備の措置を講じるよう努めること。

なお、当該規定について、令和３年度までは努力義務であるが、令和４年度より義務化されることに留意すること。

また、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

３　前年度実績が算定要件となる加算について

前年度実績が算定要件となる加算について、区分が変更となっているにもかかわらず、従前の区分のまま算定している事例が見られる。

当該加算については、令和２年度までは区分変更の有無にかかわらず、前年度実績

を確認し、全ての事業所等へ４月に変更届出書により届出していただくようお願いしていたが、令和３年度からは４月早々に前年度実績を算定し、要件を満たすことを確認した上で、区分が変更となる場合には障がい福祉課へ届出することとしているため、区分が変更となる場合には４月 15 日までに届出すること。また、区分が変更とならない場合には、変更届出書による届出は必要ないが、実地指導等で提出を求めた際に、すぐに確認できるようにしておくこと。

４　職員の配置体制による加算要件等について

有資格者等の配置を評価する加算について、事業所等における法人内の人事異動等により、加算要件を満たさなくなっているにもかかわらず、加算を算定し続けている事例が見られる。

職員の配置が変更となった場合には、その都度加算の要件に照らし合わせて再確認し、１の場合に準じて変更届の手続きを進めること。（変更となる場合には、年度の途中であっても、変更届を提出すること。）

特に、有資格者の割合によって加算の有無（区分）が変更となる福祉専門職員配置等加算については注意が必要である。

また、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の欠如やその他の人員欠如について発生することが見込まれる場合は、早めに障がい福祉課へ相談すること。

５　市ホームページ掲載の事業所一覧について

市では、指定障害福祉サービス事業所等について一覧表を作成し、ホームページに掲載しているが、指定（変更）の状況に合わせて毎月更新している。

事業所等においては、名称、住所、電話番号、ＦＡＸ番号等を確認し、誤りがある場合には、障がい福祉課まで御連絡をいただきたい。

なお、変更があった場合には、速やかに変更届を提出すること。

６　相談支援専門員の資格（更新研修）について

相談支援専門員については、相談支援従事者初任者研修修了後５年ごとに現任研修を受講して資格を更新することとなっている。

有資格者については、利用者へのサービス提供に影響が出ないよう、県の研修情報（日程等）を確認しながら、確実に研修を受講して資格を更新すること。

７　児童指導員任用資格者の要件について

児童指導員任用資格に関し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の中では、「教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めた者」及び「３年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者」についても規定しているが、青森県では、当該取扱いについて規定されていないことから、八戸市においても同様に認めないこととしているので、注意いただきたい。

８　新型コロナウイルス感染症関連

新型コロナウイルス感染症対策として、職員が感染症疑いによる自宅待機等のため出勤できず、一時的に人員を満たせない場合には報酬を減額しなくてもよい、とされているが、その場合には、当該職員の休暇簿又は出勤簿、若しくは事業日誌等にその状況（理由）を記録しておくこと。根拠（合理的理由）が確認できない場合には、単なる人員欠如とみなされることもあるので、注意が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る、特別支援学校等の臨時休業等に伴う一時的な定員超過についても、定員超過減算の対象とならないので、同様に記録しておくこと。

９　グループホームの報酬算定について

報酬告示上、グループホームの基本報酬は、グループホームにおいて指定共同生活援助を行った場合に算定できるものであり、指定基準上、指定共同生活援助とは、利用者に対しグループホームにおいて相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものである。

そのため、終日世話人が配置されていない日については、実質的に指定共同生活援助が提供されていないと判断せざるを得ないため、報酬算定は行わないこと。